

入札公告（説明書）

令和3年6月24日
東日本高速道路株式会社 関東支社
千葉工事事務所長 上村 治

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

第1 基本事項（調達手続の概要）

- | | | |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1-1. | 契約件名（業務名） | 首都圏中央連絡自動車道 成田地区家屋事前調査 |
| 1-2. | 契約責任者 | NEXCO 東日本 関東支社
千葉工事事務所長 上村 治 |
| 1-3. | 契約担当部署 | NEXCO 東日本 関東支社
千葉工事事務所 庶務課
(住所) 〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉 2-9-3
(電話) 043-350-3321
(Mail) ki-c-chiba@e-nexco.co.jp |
| 1-4. | 競争契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 1-5. | 競争参加資格の確認 | 事後審査方式（通知型） |
| 1-6. | 入札の方法 | 電子入札 |
| 1-7. | 落札者の決定方法 | 自動落札方式 |
| 1-8. | 履行保証 | 必要 … 入札者に対する指示書[25]を参照のこと |
| 1-9. | 契約書の作成 | 必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと |
| 1-10. | 契約図書 | |
| (1) | 本件調査等請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。
なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。 | |
| ① | 入札公告（説明書） | 本書
https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service |
| ② | 標準契約書案 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【調査等契約書】を使用すること |
| ③ | 入札者に対する指示書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【電子入札】を使用すること |
| ④ | 共通仕様書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【特記仕様書に記載の共通仕様書】を使用すること |
| ⑤ | 特記仕様書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/ |
| ⑥ | その他契約（発注用）図面等 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/ |
| ⑦ | 金抜設計書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/ |
| ⑧ | 競争参加資格確認申請書 | 本書の別紙様式1のとおり |
| ⑨ | 入札書 | 電子入札システムの様式のとおり |
| (2) | 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。 | |

- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の①から④に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 競争参加希望者は、上記(1)の⑤から⑧に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-R 配布等）により交付するので、上記 1-3. 契約担当部署へその旨申し出ること。

契約図書の交付期間は、別紙『契約手続き日程』のとおりとする。

第2 調達手続に付する事項（業務概要）

2-1. 業務概要

- (1) 業務場所 自) 千葉県成田市吉岡 (S T A. 1 1 + 6 0)
至) 千葉県香取郡多古町一鍬田 (S T A. 3 6 + 0 0)
- (2) 業務内容 本業務は、一般国道468号首都圏中央連絡自動車道の建設にあたり周辺家屋の家屋事前調査を行うものである。
- (3) 概算数量 家屋事前調査
- | | |
|----------|--------------------------------------------------|
| 現地踏査 | 1 式 |
| 意向確認調査 | 3 8 件 |
| 建物等の調査 | |
| 木造建物A-1 | 7 棟 70 m ² 未満 |
| 木造建物A-2 | 1 5 棟 70 m ² 以上 130 m ² 未満 |
| 木造建物A-3 | 9 棟 130 m ² 以上 200 m ² 未満 |
| 木造建物A-4 | 3 棟 200 m ² 以上 300 m ² 未満 |
| 木造建物B-1 | 1 棟 70 m ² 未満 |
| 木造建物B-2 | 4 棟 130 m ² 以上 200 m ² 未満 |
| 木造建物C-1 | 1 0 棟 70 m ² 未満 |
| 木造建物C-2 | 6 棟 70 m ² 以上 130 m ² 未満 |
| 木造建物C-3 | 3 棟 130 m ² 以上 200 m ² 未満 |
| 非木造建物イ-1 | 1 棟 200 m ² 未満 |
| 非木造建物イ-2 | 1 棟 200 m ² 以上 400 m ² 未満 |
| 非木造建物イ-3 | 1 棟 600 m ² 以上 1000 m ² 未満 |
| 非木造建物ハ-1 | 5 棟 200 m ² 未満 |
| 非木造建物ハ-2 | 2 棟 200 m ² 以上 400 m ² 未満 |
| 非木造建物ハ-3 | 1 棟 600 m ² 以上 1000 m ² 未満 |
| 工作物1 | 9 箇所 100 m ² 未満 |
| 各戸配布調査書 | 3 8 件 |
| 打合せ協議 | 1 式 |
- (4) 履行期間 契約保証取得の日の翌日から 150 日間
- (5) 成果品 共通仕様書及び特記仕様書のとおり

第3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下「入札者」）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記 3-3. に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（下記 4-2. に示す開札日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。

- (2) 開札時において、業種区分「補償関連業務」に係る NEXCO 東日本の『令和 3・4 年度競争参加資格』を有する者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）。
- (4) 下記 3-3. に示す競争参加資格確認申請書の提出期間の最終日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 3（関東支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域 3（関東支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。
- (5) 審査基準日において、平成 23 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。
同種業務 道路事業の事業損失関係調査としての家屋調査、家屋被害、家屋事前調査、家屋事後調査に関する業務
- (6) 審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。

なお、外国資格を有する技術者（日本国及び WTO 政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る）については、あらかじめ下記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。

・管理技術者：下記のいずれかの資格を有する者でなければならない。

- ① 補償業務管理士【事業損失部門】（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規定第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されているものを言う）の資格を有する者
- ② 事業損失調査としての家屋調査業務に関し 7 年以上の実務経験を有する者
- ③ 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 2 条に規定する一級建築士の資格を有する者

- (7) 管理技術者は、審査基準日において、平成 23 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。
同種業務 道路事業の事業損失関係調査としての家屋調査、家屋被害、家屋事前調査、家屋事後調査に関する業務

- (8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- 2) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

・施工（調査等）管理業務の受注者

- ・首都圏中央連絡自動車道 千葉北工事区施工管理業務
（受注者：三和建设コンサルタンツ株式会社）

- (9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）に

において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1 [1]「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1) については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事
- v) その他業務を執行する者であって、i) ～iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

- (1) 競争参加希望者は、次に示す「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）」を作成しなければならない。申請書の各様式は A4 判とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。なお、申請書の作成に係る留意事項は以下に示す。

申請書（様式）	留意事項
競争参加資格確認申請書（様式 1）	必要事項を記載のうえ記名すること。 その他補足事項については、入札者に対する指示書[9] [3] ①を参照のこと。
企業の同種業務の実績	上記 3-1. (5) に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。

申請書（様式）	留意事項
（様式 2）	次の資料を添付すること。 ・同種業務の実績として記載した業務内容を確認できる契約書類（契約書・特記仕様書等）の写し、及び発注機関から通知された「認定書」または「成績評定通知書」の写し ※なお、上記の添付資料で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。 記載にあたっては、（様式 2）に示す《記載上の注意事項》に従うこと。
配置予定管理技術者の資格等 （様式 3）	上記 3-1. (6) に示す競争参加資格を満たす技術者資格等を有する技術者を記載すること。 記載した資格を有していることを証する登録証等の写しを添付すること。 外国資格を有する者については、上記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている認定書の写しを提出すること。 学歴及び実務経験を記載する場合には、経歴書（様式は自由とする）を添付すること。 経歴書には、生年月日、現住所、最終学歴、取得資格、職歴、当該業種に関する経歴を記載し、配置予定技術者が押印するものとする。
配置予定管理技術者の同種業務の経験 （様式 4）	上記 3-1. (7) に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。 次の資料を添付すること。 ・同種業務の実績として記載した業務内容を確認できる契約書類（契約書・特記仕様書等）の写し、及び発注機関から通知された「認定書」または「成績評定通知書」の写し ※なお、上記の添付資料で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。 記載にあたっては、（様式 4）に示す《記載上の注意事項》に従うこと。

(2) 競争参加希望者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請

(1) 競争参加希望者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。

- ① 提出期間 別紙『契約手続き日程』のとおり
ただし、上記期間内に競争参加資格確認申請書の提出者がいない場合は、競争参加資格確認申請書の提出期間を延長する場合がある。
- ② 提出場所 上記 1-3. 契約担当部署のとおり
- ③ 提出方法 電子入札システム※ 申請書類の総容量が 3MB を超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。
- ④ 提出書類 上記 3-2. 競争参加資格確認申請書の作成により作成した「申請書」

(2) 入札者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9] [2]を参照のこと。

第 4 入札・開札・落札者の決定

4-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

入札書 入札者に対する指示書[12]を参照のこと

4-2. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- ① 入札書の提出期限 別紙『契約手続き日程』のとおり
- ② 入札書の提出場所 上記 1-3. 契約担当部署
- ③ 入札書の提出方法 電子入札システム
- ④ 開札執行日時 別紙『契約手続き日程』のとおり
- ⑤ 開札執行場所 上記 1-3. 契約担当部署

4-3. 落札予定者の決定方法

(1) 契約制限価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした入札者を落札予定者と

する。

- (2) 上記(1)にかかわらず、本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、契約制限価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした入札者の入札価格によっては、当該入札を保留し、低入札価格調査を実施する場合がある。

また、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。

なお、低入札価格調査の結果、当該入札者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、当該入札者のした入札を無効として、契約制限価格の制限の範囲内の価格により入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする場合がある。

- (3) 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[22]を参照のこと。

4-4. 競争参加資格の確認

契約責任者は、上記3-3.(1)により提出を受けた競争参加資格確認申請書に基づき、次に定める日を審査基準日として、落札予定者の競争参加資格を確認する。

- ・上記3-1.のうち(4)以外の事項…上記4-2.に示す開札日
- ・上記3-1.(4)に定める事項…上記3-3.に示す競争参加資格確認申請書の提出期間の最終日から競争参加資格の確認を行う日までの全期間

4-5. 落札者の決定

- (1) 契約責任者は、落札予定者につき上記4-4.により競争参加資格の確認を行い、競争参加資格が有りとして認めた場合は、当該落札予定者を落札者とする。
- (2) 契約責任者は、落札予定者につき上記4-4.により競争参加資格の確認を行い、競争参加資格が無しとして認めた場合は、当該落札予定者がした入札を無効とし、契約制限価格の制限の範囲内で入札をした他の者のうち、最低価格をもって有効な入札をした入札者を落札予定者として、上記4-4.により競争参加資格の確認を行う。
- (3) 契約責任者は、落札者が決定したとき、その旨を全ての入札参加者に対し周知する。

4-6. 競争参加資格が無いと認め入札を無効とした者に対する理由の説明

- (1) 契約責任者が競争参加資格が無いと認め入札を無効とした者は、次に定めるとおり、契約責任者に対し、その理由について書面(様式自由)により説明を求めることができる。

- ① 受付期間 上記4-5.(3)の落札者決定の周知の日の翌日から7日後(休日を含まない)
- ② 受付場所 上記1-3.契約担当部署のとおり
- ③ 提出方法 電子メール又は書留郵便等
(電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。)
- ④ 提出書類 書面(様式自由)により作成

- (2) 契約責任者は、上記(1)により提出された説明請求に対して書面により回答する。

※回答期限日 上記(1)①の受付期間の最終日の翌日から5日以内(休日を含まない)

第5 その他

5-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

5-2. 質問の受付

- (1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- ① 受付期間 別紙『契約手続き日程』のとおり
- ② 受付場所 上記1-3.契約担当部署
- ③ 受付方法 質問書面(別紙質問書様式)を電子メール又は書留郵便等により提出
(電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。)

(受付期間内必着)

(2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

① 回答日 別紙『契約手続き日程』のとおり

② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」）に掲載する

https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

5-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[23]に該当する入札は無効とする。

5-4. 支払条件

(1) 前金払 請負代金額が 300 万円以上の場合には「有」、300 万円未満の場合には「無」

「有」の場合は請負契約書第 35 条 1 項に基づき前払金の請求をすることができる。

(2) 部分払 無

5-5. 競争参加資格に関する留意事項

本件業務の受注者、本件業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本件業務の下請負人、本件業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本件業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の入札に参加し又は施工（調査等）管理業務を請負うことができない。

「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①または②に該当する者である。

① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

以 上

